



令和4年11月14日

各 位

会社名 株式会社 東京一番フーズ
代表者名 代表取締役社長 坂本 大地
(コード番号：3067 東証プライム)
問合せ先 常務取締役 掛川 洋一
(TEL：03-5363-2132)

当社の執行役員および従業員ならびに当社子会社の従業員に対する
譲渡制限付株式制度の導入に関するお知らせ

当社は、令和4年11月14日開催の当社取締役会において、一定の条件を満たす当社の執行役員および従業員ならびに当社子会社の従業員を対象に、譲渡制限付株式制度（以下、「本制度」という。）を導入することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 本制度の導入目的

本制度は、当社の執行役員および従業員ならびに当社子会社の従業員（以下、「対象者」という。）が、当社株式を所有することにより経営参画意識を高めると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として導入する制度です。

2. 本制度の概要

(1) 対象者

本制度の対象者は令和4年11月14日に在籍している者であって、譲渡制限付株式の割当てを決定する時点において、割当てを希望する対象者を予定しています。

割当てを希望する対象者には、当社または当社子会社から現物出資財産に充てるための金銭報酬債権が支給されますが、これにより賃金が減額されることはありません。

(2) その他

譲渡制限付株式の具体的な支給時期、支給金額、発行または処分株式数、その他の具体的内容につきましては、今後、当社取締役会において決定することを予定しております。

以上